

後室町時代まで続き、桃山時代から江戸時代になると国産の金貨銀貨を使用するようになった。

### 三 終わりに

東鑑に「平相国禅門驕奢の余り、朝政を蔑如し、神威を忽緒し、仏法を破滅し、人庶を悩乱す。」と記された如く、驕り高ぶり、朝廷の政治を蔑視し、神や仏も恐れず、人々を悩ました悪者として伝わっている。勝者の歴史で作られた悪人清盛は実際には情け深く、先見の明があり、革新的な人物であったようだ。後世に残る寺社等を残

し、日宋貿易により貨幣経済の基礎を創った偉大な人であろう。歴史上では清盛死後4年で平家は没落し、鎌倉幕府が成立した。東国武士による農本主義が成立し、これが江戸幕府まで続いたがもし平家政権が長続きしたなら貿易を積極的にに行い、貨幣経済を発展させていただろう。後世の足利義満や豊臣秀吉に清盛に類する姿勢が見られたがいずれも長続きせず終わった。もし彼らの政権が長続きしていたなら東洋一の海洋国家になっていたのではないだろうか。

## 会員研究

### 『古事記』にはなぜ崩年干支があるか

蛭田 喬樹

この稿には初代天皇神武元年が西暦66年であると書いてあります。これは『古事記』と『日本書紀』(以下『書紀』)に書いてあることです。『古事記』は現存する一番古い書物です。和銅五年(712)に完成したと序文に書いてありますが、国史『書紀』には『古

事記』という名前は出てきません。『書紀』には、全天皇の紀年(治世)の他、生まれた年、亡くなった年、お墓(陵)に葬った年、陵の場所、皇后の亡くなった年など、物事の起きた年月日を記していますが、第19代允恭天皇以前の天皇は長生きの方が多く、人間の生

理を超えるとして紀年は信用されいていません。たとえば、『書紀』の初代神武武允恭は前660〜後453年の1133年、19代、平均紀年が約59年になります。これに対して第20代安康5第40代持統は455〜697年の245年で21代、平均紀年が約125年になりますから信用されないのもやむを得ないことです。

#### 古事記崩年干支

『書紀』と同じ頃に出来た『古事記』の方は物事の起きた日付は記しませんが、天皇の亡くなった年を干支(十干十二支)で、それも収録する33代天皇のうち15代だけに書いてあります。これが「古事記崩年干支」と言われるものです。この崩年干支は、『書紀』紀年として延長される前の姿ではないかともいわれますが、『古事記』と『書紀』は別の書だとされ、答えは出ていません。

しかし、『古事記』と『書紀』は殆ど同じ時期に出来たのですし、『古事記』の完成日付は序文に記載されているだけです。信頼に欠けるところもあって、『書紀』と『古事記』は一緒に出来た

ことも考えられます。

古事記崩年干支は全体としては飛び飛びに記載されますが、第13代成務から第19代允恭天皇までの7代は連続しています。允恭以前の紀年が延長されているので、これは延長前の紀年が残されたことと見ることが出来ます。また、允恭の後の安康からは飛び飛びになり、紀年が失われたとする説もありますが、天皇の没年という大切な記録が飛び飛びに失われるものではありません。これは、編者が意図的に省略したと考えられます。たとえば、第23代顕宗と第25代武烈には《天の下治らしめすこと八歳》と書いてあります。治世年数は元年から亡くなった年までです。元年は、前帝の亡くなった年の翌年ですから、治世年数を書いてあるのは崩年干支がわかっていたことです。第23代と第25代の治世があると言うことは、お二人の崩年干支、ただでなく、第23代清寧と第24代仁賢の崩年干支がわかっていたことです。第21代雄略と第26代継体の崩年干支は記載されていますから、第21代から第26代までの崩年干支は全部揃っていたことに

なります。ですから、古事記崩年干支は15代でなく19代に記載されていることとなります。

『書紀』の推古28年条に《皇太子（聖徳太子）・嶋大臣（蘇我馬子）、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記を録す。（以下『天皇記・国記』と略記する）》とあります。『書紀』より一世紀前に国史が編纂されたことを伝えていきます。古代史学会ではこれを無視していますが、国史『書紀』が記しているのです。『天皇記・国記』は史書ですから必ず紀年が記してあった筈で、神武以来の紀年記録はなかったのではなくて、隠されているのです。

考えてみれば、允恭以前の紀年が延長されたとされますが、允恭は第19代です。『書紀』は40代まで記していますから、半分の紀年が怪しいこととなります。このような史書を「正史」として受け入れる国民はいません。紀年を延長したならば、正しい紀年記録はどこかにとっておかなければならないのは常識です。仮に古事記崩年干支が延長前の紀年記録だとすれば、神武から第12代景行ま

での記録はどこかに隠してあるはず。紙数の関係がありますから、先を急ぎましょう。

### 『書紀』に隠されている神武紀と成務紀の延長前紀年

『古事記』は古の物語を綴った書で「時」の記載は少ないので、神武く成務の延長前紀年を捜すとすれば『書紀』です。『書紀』の帝紀記事にはいろいろな「時」の記録がありますが、この中で「皇太子を立てた紀年」は造作に使われた可能性ががあります。「立太子紀年」が書かれた皇子が誕生するのは父帝が即位して大分経ってからのことが多いのですが、他の記事を見るとほとんどの皇太子は即位前に妃を娶り、子もいます。「立太子の紀年」は立太子を伝えるのではなく、他の目的のために記されたものと推測することが出来ます。『書紀』の立太子記事を抜粋したのが表1です。

### 立太子記事は「帝紀」に必須なものではない

「立太子紀年」は帝紀にとつて必須の項目ではありません。立太子制度とは凡そ無縁な時代に、欠

けることなく記載されていることから、「立太子紀年」とはなつていますが、本来とは異なることを伝えるために記述されたもので、それもかなり重要な意味を持つものであると推考されます。神武の場合をみると、神武の没後帝位についた手研耳命を倒した淳河耳命（後の綏靖）に兄の八井耳命が皇位を譲った物語が綏靖即位前紀にあります。物語の流れでは神武在世中に後継者を決めていないにもかかわらず、神武紀には《四十二年春一月三日、皇子神淳名川耳尊を立てて、皇太子としたまふ》と記しています。

### 「立太子紀年」は延長した年数を示す

表1にみられるように、神武から成務まで【立 皇子〇〇〇尊 為皇太子】というまったく同じ型の記事が続き、とくに神武く開化の9代は、立太子紀年と没紀年は並んで記されています。

仲哀以後の神功・応神・仁徳には立太子記事があるのですが「没紀年」―「立太子紀年」がそれぞれ63年、1年、56年となつて延長前の紀年と見なすことは出来

ないので、「没紀年」―「立太子紀年」―「延長前の紀年」という式は成務以前でのみ有効と考えるています。

### 「一つの書に二つの紀年」ということ

『書紀』の記す紀年は即位の「太歳」と「没紀年」です。一つ紀年が書かれているのですが、そこに「延長した年数」を「立太子紀年」として隠し、「没紀年（延長後の紀年）」―「立太子紀年（延長した年数）」―「造作前の紀年」として記すから、紀年が二つ書かれていることとなります。これはどのような意味があるのか考えてみました。

同じ書に書かれた紀年が二つとも作つたものであれば二つ載せる意味がありませんから、二つあるということはいずれかが正しく、他方はつくられたものということになります。そして、「作られた紀年」を隠しておく必要はありませんから、一方が隠されているのであれば「隠された紀年」を正しいものとするのも当然です。これは、一つの書に二つ書かれているから言えることです。

## 「表2紀年」の修正

表2は若干造作されているので修正が必要です。修正は表2の右端に表しました。

### ① 垂仁の在位62年は12年

垂仁の「隠された紀年」は62年ですが、全体から見ても飛び抜けた長さなので、50年引いた12年と推定しています。垂仁の『書紀』紀年は99年と長くつくられていますが、これは仲哀は応神胎中天皇の親ですから、紀年がほとんど延長できなかった影響です。

「延長前の紀年」を12年にするには「立太子紀年」を垂仁87年としなければならぬのですが、これでは立太子時の年齢が71歳になってしまうので、50年引いた垂仁37年を立太子紀年としたと推定しています。

垂仁を12年にすると、垂仁・景行・成務3代の年数は38年になります。なお、隠された紀年の合計も340年でなく、290年になります。

### ② 垂仁・景行・成務三代は37年

垂仁・景行・成務3代の年数は38年ですが、古事記崩年干支の崇神没「戊寅」と成務没「乙卯」の差は37年です。1年の差はあ

りませんが、これは神武系十開化は117年だったのを、冠孝四代の116年(省略)と一致させるために開化から1年減らし、景行に1年プラスしたと考えたからです。これを元に戻すため、景行の14年を13年に減らし、開化32年を33年にしました。

### 成務の没年

神武から成務までの合計紀年は290年として、これを『古事記』の成務の崩年干支355年に繋いで見ました。『書紀』と『古事記』という異なる書の記録を一つに繋ぐことになるので、もう少し説明しておきます。

「皇代紀」の始まりである神武即位から成務までの延長前の紀年が「隠された紀年」290年であることは判明したのですが、この紀年は「年数」という長さのみであって、歴史として必要な「いつ」はわかりません。どこか固定したところに結び付けなければ時を止めることができないのです。その固定する場所が成務の古事記崩年干支「乙卯」西暦355年という事です。

## 延長前紀年の復元

『書紀』に神武から成務までの紀年が隠されており、この紀年は崇神即位から成務まで「37年」という合い鍵を持つ成務の古事記崩年干支につなぐのが最も合理的と考えました。そして「隠された紀年」290年を成務没355年に繋ぐと神武即位66年、允恭没454年となって、延長された「書紀紀年」に対応する延長前の紀年の姿が明らかになるのです(表3)。

これにより、『書紀』紀年は、『古事記』紀年を延長したものであることが証明されました。そして、延長前と延長後の紀年が『書紀』に記されていることは、『書紀』紀年がつくられたものであることを示すと同時に、紀年延長が『書紀』編纂の段階で行われたことを示しています。古事記崩年干支はこのような役割を持って誕生したと考えています。

以上



表 1 『書紀』の立太子記事

没紀年	立太子紀年	記 事	型
神武 76	神武 42	立 皇子神淳名川耳尊 為 皇太子	A
綏靖 33	綏靖 25	立 皇子磯城津彦玉手看尊 為 皇太子	A
安寧 38	安寧 11	立 大日本彦耜友尊 為 皇太子	A
懿徳 34	懿徳 22	立 觀松彦香殖稻尊 為 皇太子	A
孝昭 83	孝昭 68	立 日本足彦国押人尊 為 皇太子	A
孝安 102	孝安 76	立 大日本根子彦太瓊尊 為 皇太子	A
孝靈 76	孝靈 36	立 彦国牽尊 為 皇太子	A
孝元 57	孝元 22	立 稚日本根子彦大日日尊 為 皇太子	A
開化 60	開化 28	立 御間城入彦尊 為 皇太子	A
崇神 68	崇神 48	立 活目尊 為 皇太子	A
垂仁 99	垂仁 37	立 大足彦尊 為 皇太子	A
景行 60	景行 46	立 稚足彦尊 為 皇太子	A
成務 60	成務 48	立 甥足仲彦尊 為 皇太子	A
仲哀 9	仲哀	(立太子記事なし)	B
神功 69	神功 3	立 譽田別皇子 為 皇太子	B
応神 41	応神 40	立 菟道稚郎子 為 嗣	B
仁徳 87	仁徳 31	立 大兄去来穂別尊 為 皇太子	A
履中 6	履中	立 瑞齒別皇子 為 儲君	B
反正 5	反正	(立太子記事なし)	B
允恭 42	允恭 23	立 木梨輕皇子 為 太子	B

凡例 「立 ○○○尊 為 皇太子」という定型をA型、その他をB型とした。

表2 『書紀』に隠されている紀年

天 皇	没紀年 A	立太子紀年 B	隠された紀年 A-B	隠された紀年 A-B修正
神 武	76	42	34	34
手 研 耳	3	—	3	3
綏 靖	33	25	8	8
安 寧	38	11	27	27
懿 徳	34	22	12	12
孝 昭	83	68	15	15
孝 安	102	76	26	26
孝 霊	76	36	40	40
孝 元	57	22	35	35
小計	502	302	200	200
開 化	60	28	* 32	* 33
崇 神	68	48	20	20
小計	128	76	52	53
垂 仁	99	37	* 62	* 12
景 行	60	46	* 14	* 13
成 務	60	48	12	12
小計	219	131	88	37
合計	849	509	340	290

- 凡例 1. 紀年の推定は成務没 355 年を基点とした。  
2. \*印は修正したものを示す。

表3 『書紀』紀年と延長前紀年（神武～允恭）

天皇		『書紀』紀年		延長前紀年	
代	天皇名	在位	治世	在位	治世
初	神武	76	前660～前585	34	66～99
	(空位)	3	前584～前582	3	100～102
2	綏靖	33	前581～前549	8	103～110
3	安寧	38	前548～前509	27	111～137
4	懿徳	34	前508～前477	12	138～149
	(空位)	1	前476		
5	孝昭	83	前475～前393	15	150～164
6	孝安	102	前392～前291	26	165～190
7	孝霊	76	前290～前215	40	191～230
8	孝元	57	前214～前158	35	231～265
9	開化	60	前157～前98	33	266～298
10	崇神	68	前97～前30	20	299～318
11	垂仁	99	前29～70	12	319～330
12	景行	60	71～130	13	331～343
13	成務	60	131～190	12	344～355
	(空位)	1	191		
14	仲哀	9	192～200	7	356～362
*	神功皇后	69	201～269	28	*363～389
15	応神	41	270～310	4	390～394
	(空位)	2	311～312		
16	仁徳	87	313～399	33	395～427
17	履中	6	400～405	5	428～432
18	反正	5	406～410	5	433～437
	(空位)	1	411		
19	允恭	42	412～453	17	438～454

凡例 \*印は『書紀』では応神の治世とあるが、筆者が神功と応神に分けたもの。